

経過措置期限延長

のお知らせ

沢井製薬株式会社

大阪市淀川区宮原 5-2-30

謹 啓 時下益々ご隆昌のこととお慶び申し上げます。

平素は弊社製品につきまして格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、下記の販売名変更を伴う品目につきまして、令和元年12月12日付厚生労働省告示第194号により経過措置期限が令和2年3月31日限りとなっておりましたが、この度経過措置期限が延長されましたので、お知らせ申し上げます。

謹 白

記

経過措置期限が延長される品目(令和2年3月5日付官報告示・4月1日適用)

アズガグルうがい液T 4%
ゼンアスピリン錠100

※なお、販売名変更後の製品はそれぞれ、アズレンうがい液4%「TOA」、アスピリン腸溶錠100mg「ZE」として販売しておりますので、引き続きご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

延長後の経過措置期限(保険薬価適用期限)

令和2年9月30日限り

【お問い合わせ窓口】

沢井製薬株式会社 医薬品情報センター

フリーダイヤル 0120-381-999